

令和5年度

学 校 安 全 マ ニ ュ ア ル

蒲郡市立西浦中学校

最終 確認日	学校安全担当 令和 年 月 日	教頭 令和 年 月 日	校長 令和 年 月 日
-----------	--------------------	----------------	----------------

マニュアルの基本事項

1 学校安全マニュアルの目的と位置付け

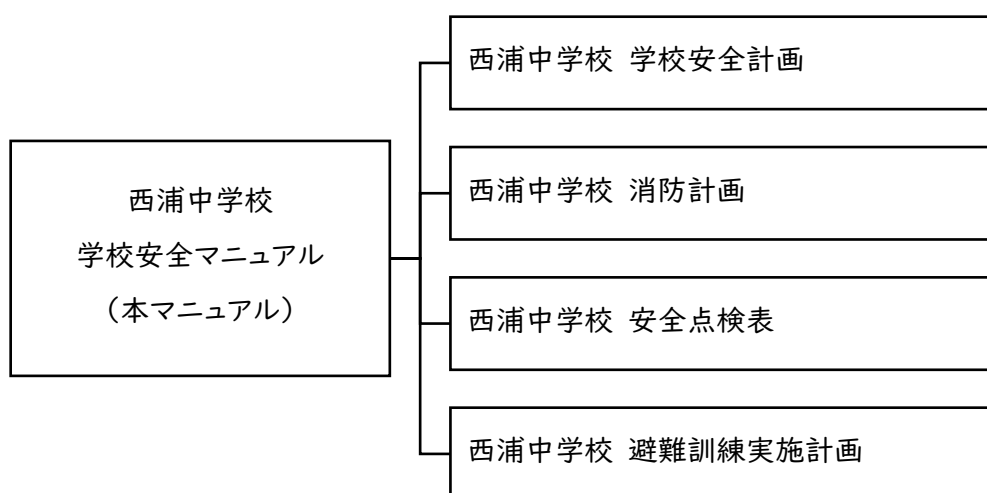
(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、蒲郡市地域防災計画で指定された学校である。このため、本マニュアルは、同法第8条の2第1項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



2 学校安全の基本方針

危機管理の基本方針

生徒及び教職員の生命と安全確保を第一とする。

(1) 基本方針

- 危険をいち早く発見して事件・事故の発生を未然に防ぎ、生徒及び教職員の生命と安全を確保することが最も重要である。

- 万が一、事件・事故が発生した場合に、適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える。
- 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。
- 生徒の安全確保のために保護者との連携を図るとともに、市教育委員会、警察・消防等の関係機関、地域住民等との連携を図る
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った生徒やその保護者等への継続的な支援を行う。

(2) 事前、発生時、事後の危機管理

事前の 危機管理	<p>事件、事故の発生を未然に防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な安全点検、定期的な安全点検（毎月15日） ● 学校内・通学路等における危険箇所の把握 ● 避難訓練や生徒指導講演会等の実施
	<p>事件、事故の発生に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者、地域住民、地域の関係機関・団体との連携による危機管理体制づくり ● 役割分担を明確に示した学校安全マニュアルの作成 ● 迅速な連絡方法の確立 ● 危機管理に関する研修による教職員の危機管理意識の向上・維持
発生時 (初動) 危機管理	<p>事件、事故に初動対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校安全マニュアルに沿って、校長（教頭）を中心に対応 ● 生徒たちや教職員の確実な安全確保 ● 速やかな状況把握による救急救命活動と被害の拡大防止対策
事後の 危機管理	<p>適切な事後対応を行い、回復を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や関係者への連絡・説明 ● 教育再開の準備 ● 事件・事故の再発防止対策の構築 ● 子どもや教職員への心のケア

3 学校安全マニュアルの運用

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

- 年度当初の職員会議における周知…本マニュアルに定める事項の理解
- 避難訓練（年3回）…発生事象別の緊急対応手順及び発災時の各教職員の役割の確認

(2) 生徒・保護者への周知

- 新学年開始時期の学級活動…本校で想定される事故・災害等
- 避難訓練（年3回）…事故・災害等の未然防止，事故・災害等発生時に生徒がとるべき行動
- PTA 総会，学年保護者会…事故・災害等発生時における学校の対応及び保護者引き渡しの手順，方法

(3) 関係機関への周知

校長は，以下の関係機関に対し，本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また，学校安全マニュアルに大きな変更等が生じた場合は，その都度，同様の措置をとる。

- *蒲郡市教育委員会 *蒲郡市危機管理課 *蒲郡消防署
- *蒲郡警察署 *学校運営協議会 *各地区総代
- *学校医・学校歯科医・学校薬剤師

(4) 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は以下のとおりとする。

電子データ	共有フォルダ → 校務フォルダ → (各年度フォルダ) → 学校安全フォルダ
印刷製本版	校長室（1部），職員室（3部）

(5) マニュアルの見直し

校長は，下記に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い，継続的にこれを改善することで，本校の学校安全の継続的な向上を図る。

- ・毎年度当初，および人事異動があったとき
- ・蒲郡市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき
- ・各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき

事前の危機管理

1 地域・学校・学区の現状

(1) 地域の特徴

蒲郡市は愛知県にあり、本州のほぼ中心に位置している。2つの大きな渥美半島と知多半島に囲われた温暖な気候の海辺の街で、冬中でも雪が降ることがあっても積もることはほとんどない。雨が降ることもまれで、雨の日は年に10%程である。北は山、南は三河湾があり、海岸線は約47kmに及ぶ。西田川、落合川、拾石川などの二級河川が流れている。

(2) 地域の災害履歴

蒲郡市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

- ・昭和20(1945)年 「三河地震」
- ・昭和34(1959)年 「伊勢湾台風」

(3) 学校・学区の現状

本校は蒲郡市の西部海沿いに位置している。標高34mであり、津波浸水区域外である。学校は山の中腹に建てられており、土砂災害警戒区域が学校敷地に数か所隣接している。

2 危機管理の前提となる危機事象等

(1) 地震災害

蒲郡市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである

名称	地震の概要	蒲郡市の被害想定等
東海地震 東南海地震 南海地震	東海・東南海連動した地震	最大震度7(本校周辺を含む) 最大津波高5.0m 市内の被害 住宅全壊:約7600棟 死者:約500名

(2) 洪水災害

学区内に河川がなく、洪水災害の恐れはない。

(3) 土砂災害

愛知県の発行する「マップ愛知」によると、本校周辺では、以下の図に示した斜面において「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所がある。

※急傾斜地の崩壊



(4) その他、本校で想定される危機事象

危険事象		想定される事態
生活安全	傷病の発生	体育授業中・放課中・部活動中の頭頸部損傷その他の外傷、熱中症、階段・ベランダ等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校への犯罪予告 校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
安全交通	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
安全災害	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学スモッグ被害、微小粒子状物質(PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

(5) 避難所等の指定状況

蒲郡市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名	場所	地震・液状化	津波	洪水	高潮	土砂災害
西浦中学校	体育館、教室	○	○	○	○	×開設なし

3 危機の未然防止対策

(1) 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、学校安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、学校安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務長、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

学校安全委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、特別支援主任、学年主任とする。

(2) 安全点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。

点検	点検対象	時期	備考
定期点検	校内の施設・設備	毎月15日	安全点検表 →安全点検集計表で集約
	校内の避難経路・避難場所	各学期の初め	避難訓練時に実施
	通学路	年度初め	通学団会にて聞き取り 家庭訪問時に確認
臨時点検	学校行事前後 (校内施設・設備・教材)		
	災害時(校内施設・設備)		特に大雨や台風の後実施
日常点検	授業で使用する施設・設備		担任、教科担任による

(3) 通学路の合同点検

①危険箇所の抽出

小中学校が主体となり、保護者、自治会（地域）等と連携し、対策が必要な箇所を抽出し、市小中学校交通安全主任者会を通じ、教育委員会に危険箇所の報告書を提出する。

②合同点検の実施

危険箇所の報告書に基づき、合同点検を2年に1回、7月～8月に実施し、危険箇所の現場確認と対策案の検討を行う。（西浦地区は奇数年）

(4) 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、学校安全委員会にて分析・対策・管理をするとともに、教育政策課に相談する。

4 傷病者発生防止対策

保健指導計画（別紙）による

西浦中学校 交通安全マップ

○幡豆街道を通るときは自動車に十分に気をつける

○西浦小南
○西浦公民館南坂道
自転車乗車通行禁止

○空ヶ谷交差点
歩行者右側通行

○西浦中～西浦小前
横断歩道
自転車乗車通行
禁止

○温泉通り
カーブが多く、自動車の通行量が多いので注意

・西浦温泉付近坂道
自転車乗車通行禁止

5 地震対策計画

I 地震に関する実践的計画

(1) 教職員の研修

① 目的

地震に対する知識を深め、地震対策全般を理解し、生徒及び保護者に啓発活動と指導を行うことにより生命の安全の確保を図る。

② 防災委員会の実施時期と方法

防災委員会は、年4回の「避難訓練」実施の前後に全職員を対象に実施する。

③ 防災委員会の研修項目

- ・ 予想される地震，火災，土砂災害に対する専門的知識
- ・ 地震防災教育の基本的な考え方
- ・ 学校及び校区の予想される被害
- ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び発生した場合に，防災上とるべき行動指針

※ 情報収集活動

※ 広報活動

※ 避難方法

(避難地の選定，避難ルート，避難の際の留意事項，通学路の選定と対策)

- ・ 地震防災対策として実施しておかなければならない措置及び対策
- ・ 防災機関が講ずる対策の内容
 - ※ 県及び市の自治体の対応
 - ※ JR及び名鉄の対応
 - ※ 交通規制
 - ※ 公的機関（自治会，土地改良組合）の対応
- ・ 教職員及び生徒の役割
- ・ 応急看護法
- ・ その他

(2) 生徒に対する指導

① 目的

生徒が，発達段階に応じて地震及び地震対策について理解して，学校・地域・家庭の防災上の実態を把握し，避難方法と身の安全を守る意識を身につけ，状況に応じて主体的に安全に行動できる態度を養う。

② 指導の方法・実施時期

・ 学校行事

※ 全校生徒集会……………避難時の整然とした行動・整列・集合

※ 通学団会 ……………登下校時の地震への対応

- ・避難訓練は、年3回実施する。
 - 〔4月〕避難経路の確認（基本となる教室からの避難経路）
 - 〔9月〕火災を想定した避難訓練（予告なし）
 - 〔1月〕不審者侵入を想定した避難訓練

③指導内容

- ・地震と防災についての基礎知識
- ・学校・地域・家庭防災の現状と対策
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における、場所・時間・状況等による対処法
- ・地震発生・緊急地震速報発令時における、場所・時間・状況等による対処法
- ・土砂災害警戒情報発令時における、場所・時間・状況等による対処法
 - ※ 詳細は p.23 土砂災害に関する避難確保計画参照

(3) その他

- ・学校と保護者の連携のあり方を研究する。
- ・内容・方法等については、別に定める。

2 防災訓練

(1) 目的

地震に関する実践的教育計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難行動と災害発生時における避難行動について、日頃より生徒が主体的に適切な判断のもと行動がとれるよう、防災訓練を行うことを目的とする。

(2) 対策と心構え

①教職員

- ア 生徒の生命尊重を第一とし、とっさの場合に教師の指示で退避行動がとれるようにしておく。
 - ・予想される地震及び被害状況に関する知識の習得
 - ・防災上のとるべき行動指針，情報収集，避難方法
- イ 緊急時の自己の役割分担を熟知しておく。
- ウ 避難口・避難経路や場所を常に確認しておく。
- エ 緊急用品の保管場所を確認し，その使用方法に慣れておく。

<保管しておくべき物>

本部旗……職員室	メガホン…職員室前廊下	整列目印…職員室
救急薬バッグ…保健室	担架……保健室	救出用工具……職員室廊下
懐中電灯…職員室	乾電池……職員室消耗戸棚	生徒名簿…職員室
AED……正面玄関外	発電機……相談室	ソーラーパネル…相談室

- オ 平時から生徒の家庭との連絡を絶やさず，メール配信を整備する。
 - カ 学級担任および教科担任は，生徒の出欠席の実際を常に把握する。
- ※校舎は耐震補強がなされ，体育館は耐震構造になっている。また，学校の建造物は，建築基準法に定められた基準以上の強度を持たせてあるので，近辺の家屋が倒壊するような地震が来ても，大きな被害がでることは予想されない。
- 大切なことは，蛍光灯や割れた窓ガラス，台にのせてあるテレビ等の落下に気をつけることと，パニックを静めることである。

② 生徒のとるべき行動

自ら適切に判断し主体的に行動する態度を養う

ア 地震発生時及び緊急地震速報が出された時の行動

[授業中]

- ・教室では ⇒ 机の下にもぐり，机の脚をつかむ
- ・体育館や運動場では ⇒ 身をかがめ，中央部へ移動する

[休み時間には]

- ・廊下や階段にいる時 ⇒ 中央部へ移動し，かがむ
- ・トイレにいる時 ⇒ その場にかがむ（大便所にいる時は戸を開ける）
- ・教室にいる時 ⇒ 机の下にもぐり，机の脚をつかむ
- ・運動場にいる時 ⇒ 身をかがめ，中央部へ移動する

イ 避難時の行動

- ・「オハシモ」を実行する
オさない ハしらない シャべらない モどらない
- ・自ら判断して行動するが，先生の指示がある場合はそれに従う。

3 施設・設備の整備

(1) 目的

生徒の身体の安全，学校の施設・設備の保全，地域住民の避難場所を確保するために，事前に防災上の整備を実施する。

(2) 整備計画

① 学校の施設・整備

- ・放送設備の確認・非常口，非常灯の確認
- ・「緊急連絡網」「安心ひろめーる」登録の確認
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、土砂災害警戒情報が発表された場合の学校・家庭での対応」の確認

②防火及び消火

- ・消火器・火災報知器の点検・整備（市教委による点検が年1回あり）
- ・消火栓及びホースの点検と整備（市教委による点検が年1回あり）
- ・防火扉の作動テスト

③備品の転倒や落下の防止（月一回の安全点検で確認）

- ・転倒の恐れのある備品の固定
- ・落下の恐れのある備品を安全な場所へ移動，又は落下防止の処置

④救急救護関係

- ・救急担架，医薬品の整備と充実（養護教諭が行う）
- ・懐中電灯，乾電池，無線機等の整備と補給（校務・事務係が行う）
- ・救出用作業工具の整備と補充（校務主任が行う）

Ⅲ 避難マニュアル

緊急事態が発生した時，子どもも指導者もパニックを起こし，けがをしたりする。パニックが起きたり，けが人が発生したりするのが当然と考えることが，より安全な避難行動につながる。

第一避難場所……運動場

第二避難場所……体育館前広場

第三避難場所……体育館

Ⅰ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」または「土砂災害警戒情報」が発令された場合

(1)校内放送にて全職員招集後，緊急職員会議にて生徒の安全下校および今後の対応について共通理解をはかる。

- ・生徒は学級待機とし，学年1名で見回りを行う

(2)学級担任は，安全下校の注意を徹底し，下校を指示する。

- ・気象および通学路の状況等を確認し，生徒を安全に帰宅させようと判断したときは授業を中断し，速やかに下校させる。
- ・通学路が危険と認められる時や通学距離や気象状況等により，帰宅が困難と認められる時は，当該生徒の安全を学校で確保する。保護者にメール配信で連絡し，保護者の引き渡しにより下校させる。
- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は，保護者に直接引き渡しをする。保護者の引き取りがない生徒は，学校内で保護する。

(3)任務の分担に応じて，応急対策の準備を講じる

(4)学校再開は下記のようにする。

①市教委の指示に応じて，学校を再開する。

②市教委の指示が出ない場合は，学校から「授業再開」の連絡がされるまでの間，臨時休業（休校）とする。

2 【避難・誘導】 パターン1 『教室で授業中の場合』

1 地震発生時の身の安全の確保をする。

①教室の出入口・窓の開放指示 (教師)

②地震がおさまるまで机の下にもぐる(生徒)

・(教師)「机の脚をつかめ」 ・(教師)「窓際を避ける」

2 揺れがおさまった時

① 放送又は伝達を聞く(生徒)

② 被害状況の報告

・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡

↓

被害状況チェック表で集約

↓

救助協力・生徒避難誘導の指示

緊急放送(校務・教頭)

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

③負傷者の確認(教師)

・移動の可否を確認

・一人での移動が不可能の者がいた場合

単数 → 近くの学級の担任に協力依頼

複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

職員室からの動き(教務・県事務)

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話(インターホン)で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

3 避難開始

①学年単位で行動(教師・生徒)

②学級担任(教科担任)は、前後につき、運動場(第一避難場所)へ誘導

※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、非常災害時生徒引き渡しカードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する
※責任を持って保護する
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

3 【避難・誘導】 パターン2 『特別教室（B棟）で授業中の場合』

1 地震発生時の身の安全の確保をする。

- ①特別教室の出入口・窓の開放指示（教師）
- ②火を消し，ガスを止める（教師）
- ③地震がおさまるまで机の下にもぐる（生徒）
・（教師）「机の脚をつかめ」 ・（教師）「窓際を避ける」

2 揺れがおさまった時

- ① 放送又は伝達を聞く（生徒）

② 被害状況の報告

- ・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

③負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合
単数 → 近くの学級の担任に協力依頼
複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

3 避難開始

- ① 学年単位で行動（教師・生徒）
- ② 学級担任（教科担任）は、前後につき、体育館前広場（第二避難場所）へ誘導
※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、非常災害時生徒引き渡しカードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する
※責任を持って保護する
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

4 【避難・誘導】パターン3『体育館にいる場合（授業・部活・集会）』

1 地震発生時の身の安全の確保をする

- ① 落下物を避け、中央に集まり、頭部を保護しながら身をかがめる（生徒）
- ② （教師）「中央に集まれ」（教師）「姿勢を低く」

2 揺れがおさまった時

① 放送又は伝達を聞く（生徒）

② 被害状況の報告 ・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡

↓

被害状況チェック表で集約

↓

救助協力・生徒避難誘導の指示

緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

③ 負傷者の確認（教師）

・移動の可否を確認

・一人での移動が不可能の者がいた場合

単数 → 近くの学級の担任に協力依頼

複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

3 避難開始

① 学年単位で行動（教師・生徒）

② 学級担任（教科担任）は、前後につき、体育館前広場（第二避難所）へ誘導

※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

4 集合

① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）

② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

5 避難完了

① 次の指示を静かに待つ（生徒）

6 生徒引き渡し

① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する

② 担任及び通学団顧問は、非常災害時生徒引き渡しカードに従って保護者確認を行い、

引き渡す（教師）

※学校が避難場所になっている者は，そのまま残る

③ 保護者の来ない生徒は，学校に残り，待機する

※責任を持って保護する

※学級担任が負傷の場合は，学年担当

④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

5【避難・誘導】パターン4『プールにいる場合』

1 地震発生時の身の安全の確保をする

① プールの中にいる生徒は，プールサイドにつかまる。（生徒）

② プールサイドにいる生徒は身をかがめる。（生徒）

2 揺れがおさまった時

① 放送又は伝達を聞く（生徒）

② 被害状況の報告

・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡

↓

被害状況チェック表で集約

↓

救助協力・生徒避難誘導の指示

緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は，生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

笛の使い方

教師又は生徒が負傷し，自力ではどうしても避難できないと判断した時，笛を吹いて援助を頼む

③負傷者の確認（教師）

・移動の可否を確認

・一人での移動が不可能の者がいた場合

単数 → 近くの学級の担任に協力依頼

複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め，巡視が来るのを待つ

教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って，3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は，職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は，非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

3 避難開始

- ① 着替えない。バスタオルは持って避難する。
- ② 学級担任（教科担任）は、前後につき、体育館前広場（第二避難所）へ誘導
※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、非常災害時生徒引き渡しカードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する
※責任を持って保護する
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

6 【避難・誘導】パターン5『休み時間の場合』

1 地震発生時の身の安全の確保をする

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 教室にいる場合 | 机の下にもぐる |
| ② 廊下にいる場合 | 中央部へ移動し、かがむ |
| ③ 体育館にいる場合 | 中央部に移動し、身をかがめ頭を保護する |
| ④ その他の屋内にいる場合 | 安全な場所に自分で判断する |
| ⑤ 運動場にいる場合 | 身をかがめ、中央部に移動する |
| ⑥ その他の屋外にいる場合 | 建物からなるべく離れた場所に移動する |

2 揺れがおさまった時

- ① 生徒は自ら安全確認をして運動場または、集合する。
- ② 被害状況の報告

・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

③負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合
 - 単数 → 近くの学級の担任に協力依頼
 - 複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

————— 教師が負傷した時 —————

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

————— 職員室からの動き（教務・県事務） —————

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

3 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

4 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

5 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、非常災害時生徒引き渡しカードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）
 - ※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する
 - ※責任を持って保護する
 - ※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

7 【避難・誘導】パターン6『校外にでかけている場合』

1 地震発生時の身の安全の確保をする

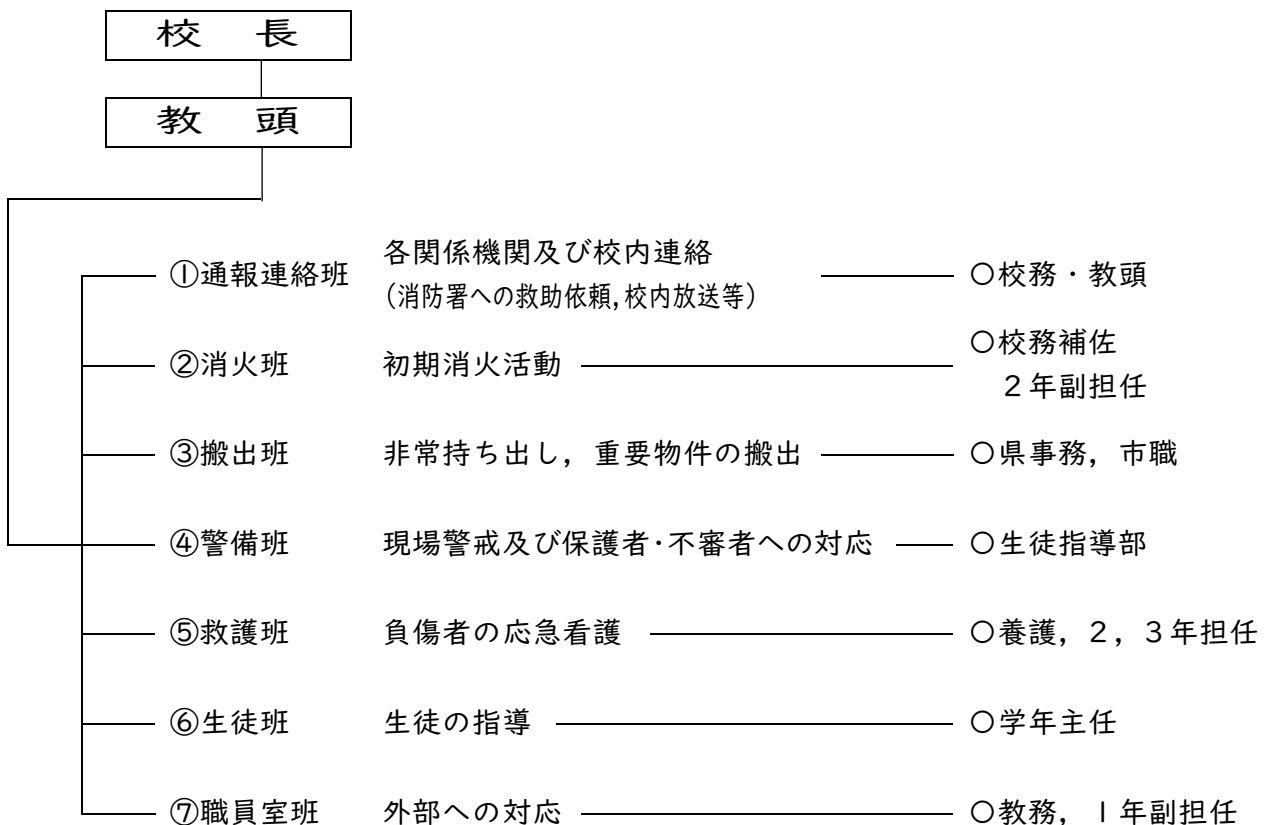
- ① 生徒だけの時は、自分で判断して安全な場所に移動する。
- ② 教師がいる時は、教師の指示に従い安全な場所に移動する。

2 揺れがおさまった時

- ① 校区内にいる時は、安全を確かめ学校へ戻る。
- ② 校区外にいるときは、近くの避難場所（学校等）に行き学校へ連絡する。
- ③ 市外等に出かけている場合は、あらかじめ決められた避難場所に集まる。

IV 避難直後の教職員の動き

生徒が避難し終えた時の職員の動きは次の通りとする
 (ただし、消火班は生徒の避難時に障害のある場合のみ出動、生徒の円滑な避難を第一とする)



- ・運動場及び体育館前広場での教職員の活動が一段落した後、生徒を体育館に誘導する。
- ・非常災害時生徒引き渡しカードに従って、生徒を保護者に引き渡す。
- ・教職員は、生徒・保護者の対応をする。

V 災害復旧時の措置

- 1 校長は、災害復旧に関わる諸措置について、教育委員会及び諸機関との連携を密にし、万全を期する。
- 2 校長は、災害状況を把握し、諸措置を市教委に報告すると共に必要な指示を受ける。
※ 学校が避難所となっており、「市災害対策本部」が機能し同本部から現地班（班長1名、副班長1名、班員3名で構成）が来るまで避難住民に指示を与える。
※ 「市災害対策本部現地班の職務内容」① 避難所の開設 ② 避難住民の把握

学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努めると共に避難してきた住民に適切な指示を与える。

- 3 校長は、教職員を把握し、速やかに応急教育計画を確定すると共に、生徒及び保護者に連絡する。
- 4 校長は、災害復旧状況の推移を把握し、市教委と緊密な連絡のうえ、平常授業に戻すように務めその時期を保護者に連絡する。（市の広報に依頼）
- 5 校長は、生徒の被害状況を把握し、必要に応じて教科書，教材，文具等の給与に関わる諸手続を市教委及び関係諸機関に行う。

【西浦中学校防災組織表】

防災本部

（警戒・災害対策）

本部長	校 長
副本部長	教 頭
本部員	教 務
	校 務
	防災委員

防災委員

校務主任
校務主任補佐
教務主任
特別支援主任
学年主任

VI 突発地震発生時の救援活動

- ・突発地震が発生した場合、生徒の下校の判断は学校長が下す。
- ・大きな被害が発生した地震の場合、市防災対策本部現地班が学校に来るまで、学校長が責任者となる。
- ・勤務時間外の時は、鍵の保管者が出校し、鍵を開ける。

《南海トラフ地震臨時情報発表時の非常配備》

	動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	校長 教頭	ただちに配備につく	ただちに出勤し、配備につく	ただちに帰校し、配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) (巨大地震警戒)	校長 教頭 校長指名職員	ただちに配備につく	ただちに出勤し、配備につく	ただちに帰校し、配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
(学校長の判断)	全教職員	ただちに配備につく	ただちに出勤し、配備につく	ただちに帰校し、配備につく

《地震情報発表および発生時の非常配備》

	動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
震度4 (津波注意報)	校長 教頭	ただちに配備につく	自宅待機	ただちに帰校し、配備につく
	教職員			自宅待機
震度5 (弱・強) (津波警報)	校長 教頭 校長指名職員	ただちに配備につく	ただちに出勤し、配備につく	ただちに帰校し、配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
震度 6弱以上 (大津波警報)	全教職員	ただちに配備につく	ただちに出勤し、配備につく	ただちに帰校し、配備につく

VII 暴風（暴風雪）警報および特別警報発表時

状況	蒲郡市に午前6時の時点で警報が発令されている	登校後に警報が発令された
授業の有無	授業を行わない	授業を中止し，安全を確認して速やかに下校させる
教師の動き	学校待機・通学路点検	集団下校を組織し，送っていく（出迎え希望の保護者には，渡す）

VIII 風水害による住民避難の場合

「地震時の避難」に準じた体制を整える

IX 火災発生時の生徒の避難について

1 基本的な考え

- ・ 鉄筋の建物では，天井裏・壁の裏から出火（ほとんどの場合は，電気配線のショートによる出火）は，消火困難であるから生徒を速やかに避難させる。
- ・ ストーブ・ガス等の失火による出火は，初期消火をして生徒の安全確保を行うと共に，速やかに避難させる。

2 教職員の動きについて

p.12の「IV 避難直後の教職員の動き」の分担にしたがって，組織的に動く。

3 生徒の避難誘導について

「地震時の避難」に準じた体制を整える。

西浦中学校 土砂災害に関する避難確保計画

1 基本方針

- (1) 生徒と職員の身の安全を第一に考えた行動を最優先する。
- (2) 土砂災害警戒情報との関連を図り、状況を的確に把握する。
- (3) 校長を中心とした土砂災害対策委員会のもと、迅速で臨機応変な対応を考え実施する。

2 対応の流れ

(1) 気象庁（名古屋地方気象台）より土砂災害警戒情報が発表されたとき

①情報の入手

- ・市防災無線（屋外拡声器）、安心ひろめーる（市の防災情報）、テレビ・ラジオ、市広報車、気象庁ホームページ、市ホームページ等。

②情報の共有化

- ・開校日の場合：速やかに土砂災害対策委員会（土砂災害対策委員：校長・教頭・教務・校務）を開催し、対応を協議する。全職員を集め、土砂災害警戒情報が発表されたことを伝え、具体的な対応を指示する。
- ・休日、及び夜間の場合：管理職は協議の上、土砂災害対策委員会を開催するかどうか決める。他の職員は自宅待機とするが、委員会より連絡があった場合は至急登校し、準備にあたる。

③避難誘導に関する具体的な対応

※午前6時の時点で「蒲郡市」に気象庁から土砂災害警戒情報が発表されていれば、その日は休校とする。

【登校中】

・職員は2グループに分かれ次のことを行う。

〈通学路見回り班〉 ・安全を確かめながら登校中の生徒を速やかに登校するように促す。
または、最寄りの避難可能場所に誘導する。（家が近い場合は、家庭に帰す。）

〈登校者対応班〉 ・登校生徒の確認、保護者への連絡

【在校中】

・校内放送で生徒・職員に知らせる。生徒は、教室（校舎内）待機。

〈校内放送〉

「生徒の皆さんに土砂災害に関する情報をお知らせします。ただいま蒲郡市に土砂災害警戒情報が発表されました。今後、詳しい情報が入り次第お知らせします。学年主任の先生は、職員室までお集まり下さい。なお、生徒の皆さんは、先生が来るまで教室で静かに待機してして下さい。」

〈緊急メール等を使って家庭に連絡〉

・生徒引き渡しか、生徒下校か、学校の対応を示す。正門、体育館通路は、土砂災害の特別警戒区域なので通行禁止。学校からの出入り口は、運動場体育倉庫下の道路を使用する。
・通学路が危険と認められる時や通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を学校内で確保する。保護者に連絡し、引き渡しをする。

【下校中】

・職員は、分担をして通学路を巡回し、生徒の安全確保に努める。
・速やかに家庭に帰るように指示する。または、最寄りの指定緊急避難所に避難させ、土砂災害警戒区域には近づかないように指導する。
・帰宅せずに指定緊急避難所へ避難した生徒がいる場合は、学校から保護者へ連絡する。

(2) 土砂災害警戒情報が解除されたとき

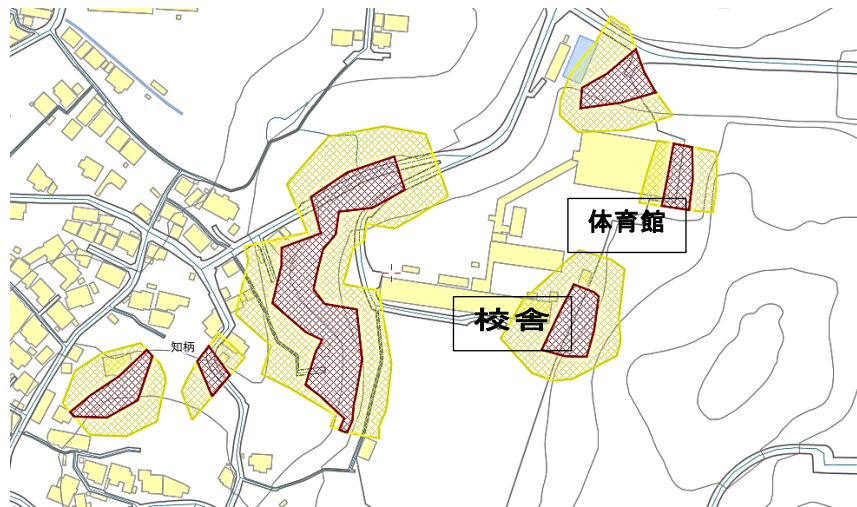
・校長は、職員に生徒・職員の安否、けがの有無、校舎・自宅の被害を速やかに調査するように指示する。記録をまとめ、市教委へ報告する。
・校内の土砂崩れの警戒区域の点検を職員で手分けして行う。
・補修の必要な場所については、蒲郡市土木港湾課に報告する。

3 その他

・年度初めの学活の時間に、校内外の土砂災害警戒区域の位置を確認する。

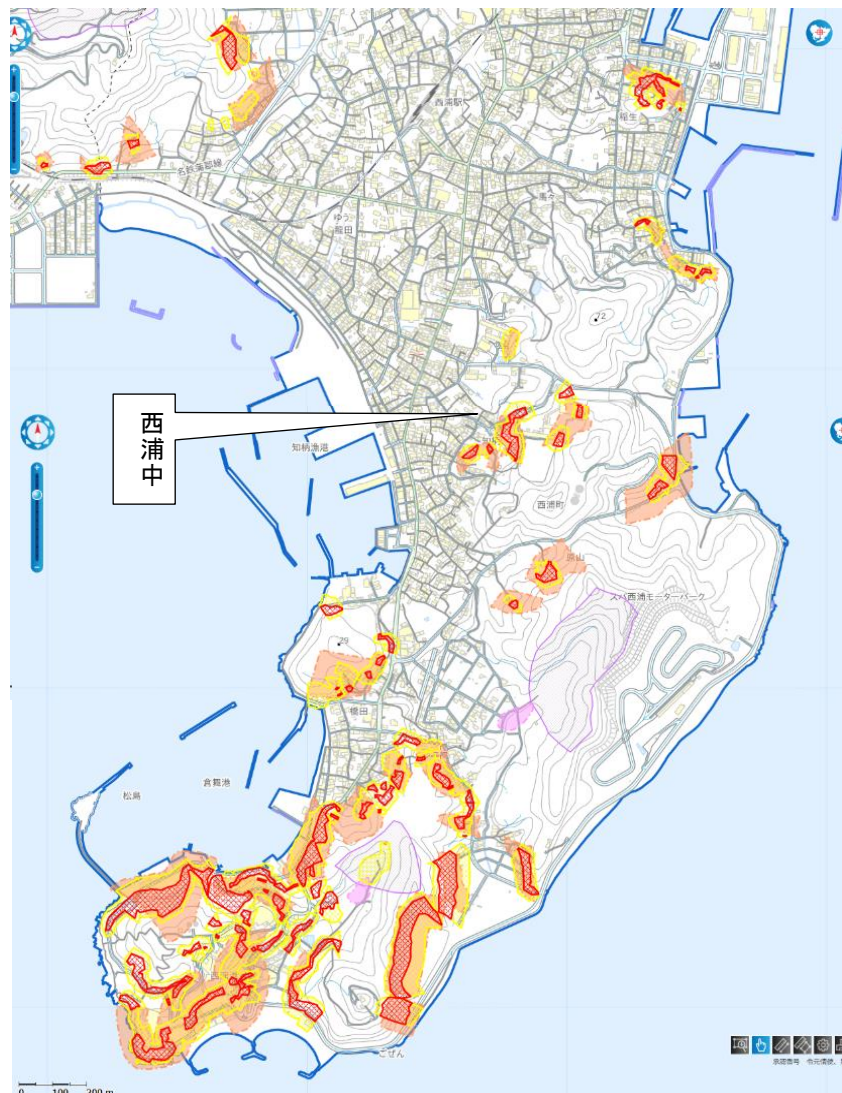
4 学校周辺の土砂災害警戒区域

※急傾斜地の崩壊

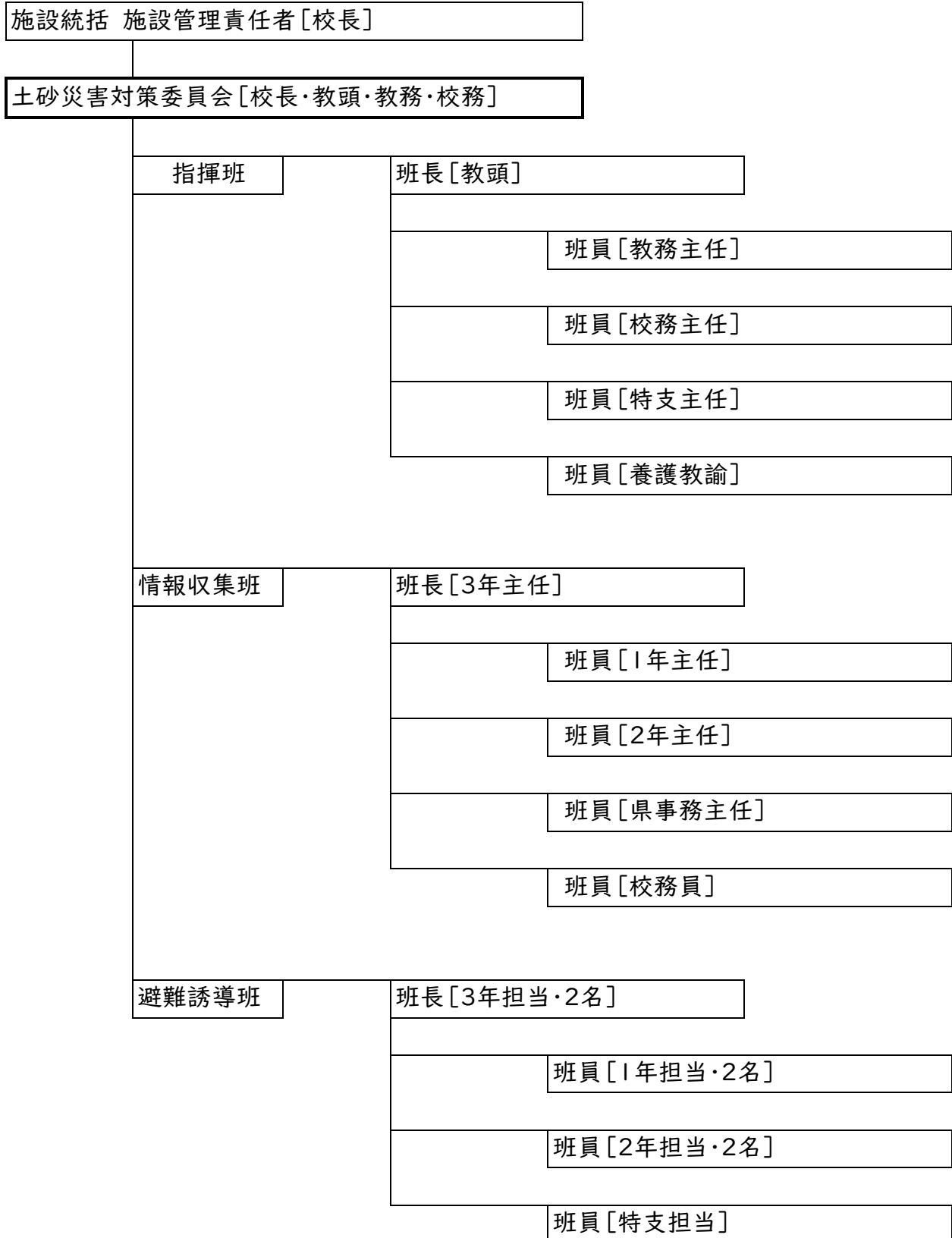


【校区内の土砂災害警戒区域】

※急傾斜地の崩壊
※土石流



5 職員の防災体制



西浦中学校 虐待対応マニュアル

1 虐待とは

保護者（親または親にかわる養育者）が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えること

①身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、おぼれさせる、戸外にしめだす、拘束する、意図的に子どもを病気にさせる など。

②性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体にする など。

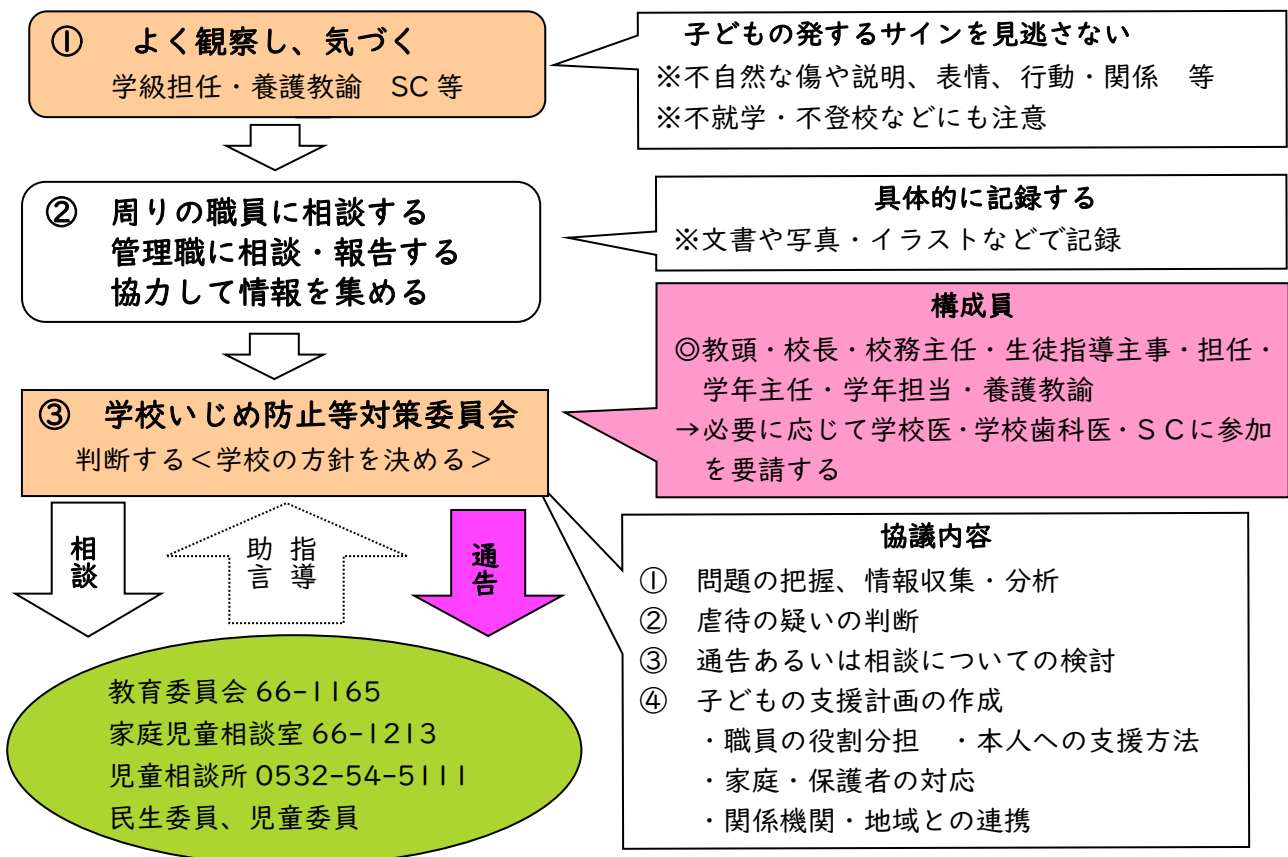
③ネグレクト

子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど、子どもの意思に反して学校などに登校させない。子どもが学校などに登校するように促すなど、子どもに教育を保障する努力をしない。子どもを遺棄したり、置き去りにしたりする。保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

④心理的虐待

ことばによる脅かし、無視したり否定的な態度を示したりする。ほかのきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 など。

2 校内における子どもの虐待対応の流れ



「詳細はみえていますか！家族の中の子どもの素顔」（子どもの虐待対応マニュアル）参照
（愛知県ホームページ）